「もったいない!あまがさき 推進店」認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品ロス又はプラスチックごみの削減に取り組む飲食店、小売店及び宿泊施設等(以下「店舗等」という。)を「もったいない!あまがさき推進店」(以下「推進店」という。)として認定することにより、廃棄物の削減を促進するとともに、その取組を広く周知することで、市民及び事業者の意識啓発を図り、市民・事業者・行政が一体となって、食品ロス及びプラスチックごみの削減を推進することを目的とする。

(認定の対象)

第2条 尼崎市内で営業する店舗等とする。

(認定の要件)

- 第3条 推進店の認定を受けることができる店舗等は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 別表に掲げる、各取組項目のうち1項目以上取り組んでいる、もしくは取り組もうとする 店舗等であること。
 - (2) 店舗等を営む事業者が、尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(申請方法及び認定)

- 第4条 認定を希望する店舗等を営む代表者等(以下「申請者」という。)は市長が別に定める「もったいない!あまがさき 推進店」認定申請書(以下「申請書」という。)を市長あてに提出する。
- 2 市長は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、前条の要件を満たす場合は、当該申請に係る店舗等を推進店として認定し、取組項目を記載した認定証を発行する。

(認定内容の変更等)

- 第5条 推進店は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、市長が別に定める「もったいない!あまがさき 推進店」認定内容変更届(以下「変更届」という。)を速やかに市長に提出するものとする。また、認定中止を希望する場合は市長が別に定める「もったいない!あまがさき 推進店」認定中止届を速やかに市長に提出するとともに、ステッカー等の掲示を取りやめるものとする。
- 2 市長は、変更届が提出された場合、変更届の内容を確認し、認定証の記載内容に変更が生じたときは、新たな認定証を発行する。

(認定の取り消し)

- 第6条 市長は、推進店が第3条に規定する要件のいずれかを欠いた場合又は推進店として適当 ではないと判断した場合は、認定を取り消すことができる。
- 2 認定を取り消された推進店は、速やかにステッカー等の掲示を取りやめるものとする。

(推進店での取組)

- 第7条 推進店は、第4条第2項に基づく認定に係る取組を積極的に実践し、廃棄物の削減に努めるものとする。
- 2 推進店は、市から提供された啓発資材等を活用し、利用者へこの取組について、積極的にP Rし、周知を図るものとする。
- 3 推進店は、市が実施する廃棄物の削減に関する調査やキャンペーン等への協力に努めるものとする。

(推進店への支援)

- 第8条 市長は、第4条第2項に基づき認定したときは、推進店に対し必要な助言を行うととも に、推進店での取組項目等について、ホームページ等で紹介する。なお、推進店は申請書を提 出した時点で店舗情報をホームページ等へ掲載することを承諾したものとする。
- 2 市長は、推進店が市民(来店客)に向けて廃棄物削減に関する啓発を行うための啓発資材を 提供する。

(優良事例店舗の認定)

- 第9条 市長は、第4条第2項に基づき認定した推進店のうち、次の各号のいずれかに該当する ものを優良事例店舗として認定することができる。
 - (1) 廃棄物削減に向けて、第4条第2項に基づく認定に係る取組が先進的なものと認められる 推進店
 - (2) 廃棄物削減に向けて、第4条第2項に基づく認定に係る取組が他の模範になるものと認められる推進店
- 2 市長は、優良事例店舗として認定したときは、当該認定に係る推進店に対し、優良事例店舗 に認定した旨を通知するとともに、優良事例店舗認定証を発行する。
- 3 市長は、優良事例店舗が実施している先進的な取組項目等を、ホームページ等で積極的に紹介を行い、広く知らせるように努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に当たって必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月8日から施行する。

別表 (第3条関係)

	取組区分	取組項目
食品ロス削減	おいしく食べきれる料理の提供	料理提供量の調整
	食べきりの推進	宴会等における食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
		食べきれなかった料理の持ち帰りに対応
		料理を食べきった方への特典付与
	業務、運営上の取組	調理時に食材を使い切る工夫
		内容や量が分かりやすいメニューの作成
		食品ロス削減に関するアプリ等を利用した取組
		フードドライブの実施やフードバンク等の支援
		商慣習等の見直しによる食品ロス発生の防止
		在庫管理や発注数等の精度向上
	売り方の改善・買い方の提案	賞味期限・消費期限が間近な商品の値引き販売の促進
		量り売りや小分け売りの実施
	その他	社員や来店者等への食品ロスに関する啓発や情報発信
		上記以外の食品ロス削減につながる独自の取組
プラスチックごみ削減	使い捨てプラスチックの使用削減・	プラスチック使用製品(スプーン等)の有償化や廃止
		プラスチック使用製品(スプーン等)を提供する際の意思確認
		や受け取らない消費者へのポイント付与
		プラスチック製容器・包装の簡素化
		プラスチック製容器の詰め替え製品の使用
		マイバッグ・マイボトルの使用促進
	プラスチック代替品の利用促進	再生材やバイオマスプラスチック等の代替品の使用
		再生材やバイオマスプラスチック等の代替品の製造・販売
	製造工程上の工夫	プラスチック使用製品の軽量化
		長期間使用できるプラスチック使用製品の製造
	プラスチックのリユース・リサイ クル	食品トレイ等の店頭回収
		プラスチックハンガーや緩衝材等のリユース・リサイクル
		自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収
	その他	社員や来店者等へのプラスチックごみに関する啓発や情報発信
		上記以外のプラスチックごみ削減につながる独自の取組